

1 目的

この実施基準は、徳島県MC協議会に所属する各消防機関等が行う救急現場付近にある者に対する応急手当の口頭指導について、その実施方法等必要な事項を定め、もって救命効果の向上に資することを目的とする。

2 定義

この実施基準において、口頭指導、口頭指導員及び応急手当実施者の定義は次のとおりとする。

●口頭指導

救急要請受信時に、消防機関等が救急現場付近にある者に、電話等により応急手当の協力を要請し、口頭で応急手当の指導を行うこと。

●口頭指導員

119番通報を受ける等の指令業務に従事している者の中で、別に定める口頭指導を行うための要件を満たす消防職員等。

●応急手当実施者

口頭指導員により口頭指導を受け、傷病者に対し応急手当を施行する者(口頭指導員の口頭指導を施行者に伝える者も含む)

3 口頭指導の指導項目

消防機関等が口頭指導を行う際の指導項目は、次のとおりとする。

- (1)心肺蘇生法
- (2)気道異物除去法
- (3)止血法
- (4)熱傷手当
- (5)指趾切断手当
- (6)刺咬症手当
- (7)エト[®]ペン(アナフィラキシー)

4 口頭指導の実施要領

(1)口頭指導実施及び中止の判断

口頭指導は、口頭指導員が聴取した内容から応急手当が必要であると判断した場合に実施する。

また、応急手当実施者が極度に焦燥し、冷静さを失っていること等により、対応できない場

合及び指導により症状の悪化を生じると判断される場合は、中止する。

(2)各口頭指導につなげるための導入要領

通報者から必要な事項を迅速かつ的確に聴取し、傷病者の状態に応じた医学的に適切な口頭指導が行えるよう、各口頭指導につなげるための導入要領の策定に努めるものとする。

(3)口頭指導員の要件

口頭指導員は、次のいずれかに該当する者をもって充てるものとする。

ア 救急救命士

イ 救急隊員の資格を有する者

ウ 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱(平成5年3月30日付け消防救第41号)に基づく応急手当指導員

(4)口頭指導内容

口頭指導員は、口頭指導を行うに際し、既に救急隊が向かっている旨を伝える等応急手当実施者に安心感を持たせるとともに、原則として各項目のプロトコルの内容に従って指導するものとする。

(5)その他

ア 口頭指導を実施すべき事案であると判断した場合は、各プロトコルに従って、速やかに指導を行うものとする。

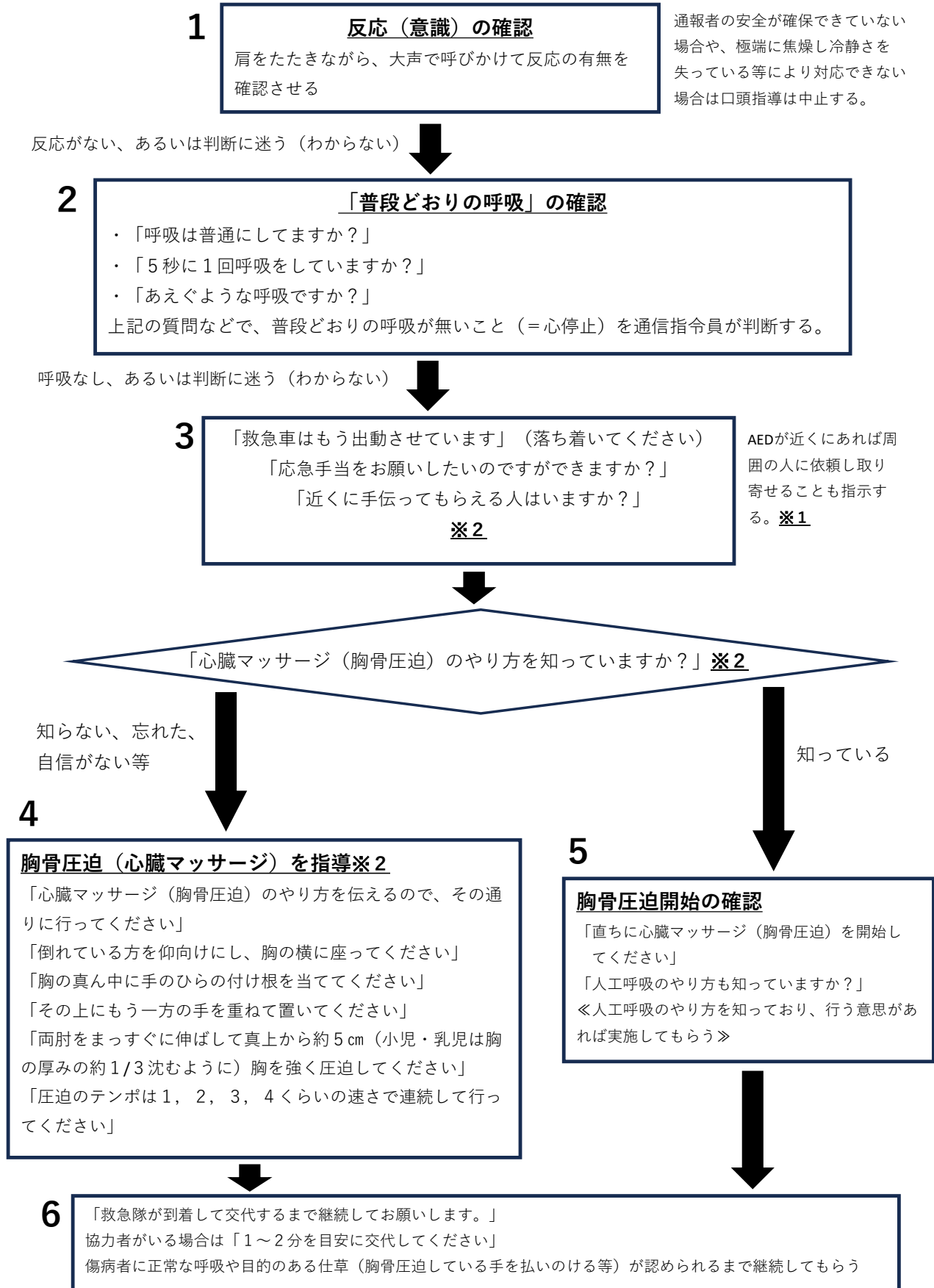
イ 口頭指導を実施する場合、感染防止上の留意事項についても配慮した指導を行うものとする。

ウ 口頭指導を実施した場合、出場中の救急隊に対して、その内容について、適切な方法により伝達するものとする。

5 口頭指導に係る記録等

口頭指導員は口頭指導をおこなった場合は、口頭指導を行った年月日、時刻、口頭指導員名、応急手当実施者、指導項目及び指導内容並びにその口頭指導による応急手当の実施又は不実施の現場状況、傷病者の予後等について、該当救急隊等に確認し記録しておくこととする。

心肺蘇生法口頭指導プロトコール（全年齢対象）



※1 【AEDの口頭指導】

- ・ AEDが現場にある、または届いた場合は直ちに使用させる。
- ・ 救助者がAEDの使用方法が分からない、もしくは音声メッセージの内容が分からない場合は、指令員の口頭指導を受けるように促す。
- ・ オートショックAEDの場合、自動的に電気が流れる機種であることを説明し、音声メッセージに注意しショック時には傷病者から離れることを指導する。

※2 【口頭指導方法の工夫】

- ・ 固定（有線）電話による通報の場合、傷病者のそばで電話できるよう、子機の使用、または携帯電話から再通報させることも考慮する。
- ・ 電話機にスピーカー機能（ハンズフリー機能）があれば、指導を受けながら胸骨圧迫が行えるため、使用をしよう依頼する。ただし、操作方法が分からない場合は操作方法の説明等により胸骨圧迫開始が遅れてしまうため強要はしない。
- ・ 可能な限り救助者へ心肺蘇生法に関する受講歴等を確認し、救助者の知識に応じて口頭指導を行う。

反応（意識）の確認【ボックス1】

- ・ 肩を軽くたたきながら大声で呼びかけても何かしらの応答や目的のある仕草（目を開ける、身体を動かす）がなければ「反応なし」とみなす。
- ・ 傷病者状況の把握が困難な事案においては、傷病者の活動レベルを質問する（立っている、座っている、動いている、話している）ことも考慮する。
- ・ 心停止直後の痙攣等、市民にとっては反応があるかないかの判断に迷う場合があるため、通報者から「判断に迷う」「わからない」などの回答があれば、「反応なし」とみなす。
- ・ 反応があり明らかに心停止ではないが、いびき呼吸や陥没呼吸などがあれば、下顎、舌根沈下による上気道閉塞が疑われるため、気道確保を指導する。

普段どおりの呼吸の確認【ボックス2】

- ・ 迅速な胸骨圧迫の開始と心肺蘇生の実施割合向上につながる可能性があることから、気道確保は行わず、胸と腹部の動きの観察に集中させる。
- ・ 呼吸の確認に10秒以上かけさせないようにする。
- ・ 呼吸の確認に対し、「判断に迷う」「わからない」との回答があった場合は、躊躇することなく胸骨圧迫を開始するよう依頼する。
- ・ 呼吸があると回答された場合、呼吸するたびに合図させるなど、規則性についての質問などで死戦期呼吸を見逃さないように注意する。
- ・ 傷病者に普段どおりの呼吸があるときは、救急隊が到着するまでの間、傷病者の呼吸状態を継続観察し、呼吸が認められなくなった場合には再度119番通報するよう依頼する。

心肺蘇生法の口頭指導実施前の確認【ボックス3】

- ・ 通報者の焦燥感を理解し、通報者それぞれの立場や事情、心情等に十分配慮しながら、救急車をすでに出動させたことを伝えるなど安心感を与えながら落ち着かせる。
- ・ 良質なバイスタンダーCPRを継続させるため、周囲に協力を求めることができそうであれば、人を集めさせる。

胸骨圧迫を指導【ボックス4】

- ・ 1分間当たり100～120回のテンポで胸骨圧迫を実施してもらうため、数を数えるなど具体的に口頭で伝えるよう工夫する。
- ・ 胸骨圧迫部位については「胸の真ん中」「胸骨の下半分」など伝わる方法を用いる。
- ・ 胸骨圧迫解除に関しても意識させる。ただし、圧迫が浅くならないように留意する。

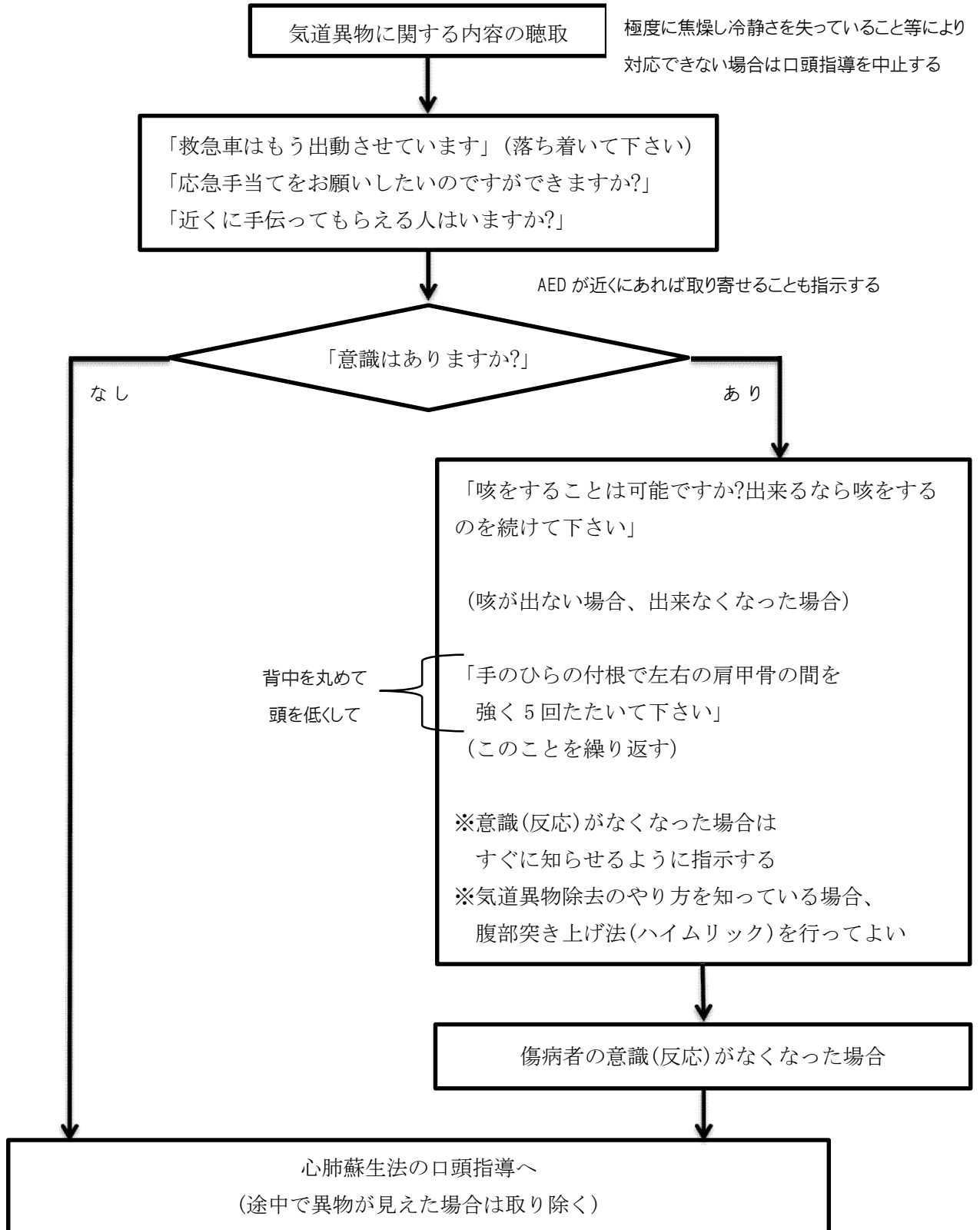
胸骨圧迫開始の確認【ボックス5】

- ・ まだ開始してなければ直ちに開始するよう依頼する。
- ・ 人工呼吸のやり方を知っており、行う意思があれば、胸骨圧迫と人工呼吸を30：2の割合で行うように依頼する。
- ・ 人工呼吸をためらう、もしくは自信がない場合は、胸骨圧迫の実施のみ依頼する。
- ・ 傷病者が乳児の場合は、乳児を対象とした心肺蘇生法を知っているか聴取し、知っている場合はその方法で実施するよう依頼する。
- ・ 小児での心肺停止では呼吸原性の心肺停止の可能性が高いため、人工呼吸と胸骨圧迫を組み合わせる方が望ましい。
- ・ 口頭指導の実施に際し、感染防止についても配慮する。

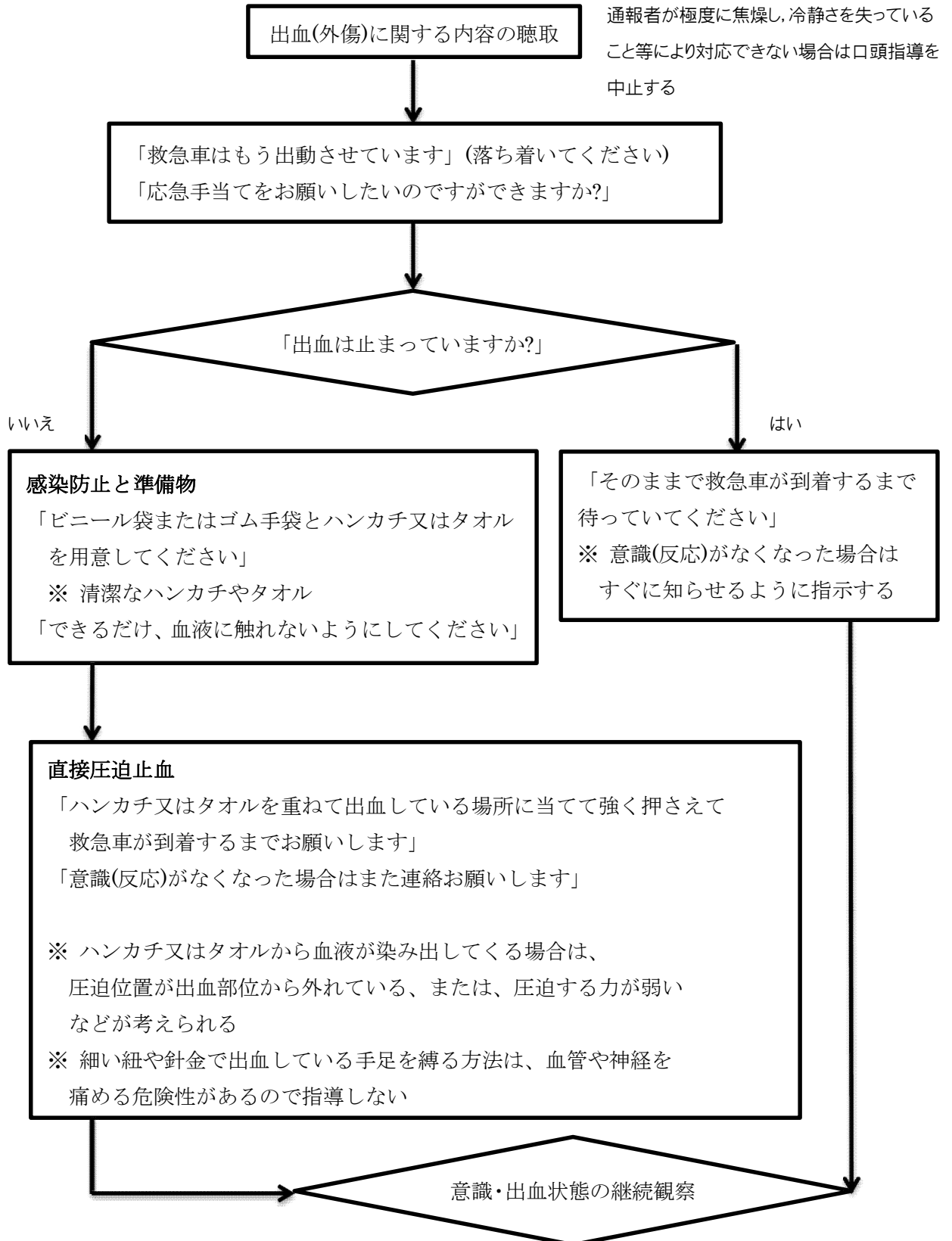
救急隊到着まで【ボックス6】

- ・ 疲労による胸骨圧迫の質の低下を最小とするために、救助者が複数いる場合は、1～2分ごとに交代するよう依頼する。その際、交代に要する時間は最短にするよう注意する。
- ・ 回復兆候がみられなくても救急隊到着まで継続する $\frac{2}{2}$ うに依頼する。

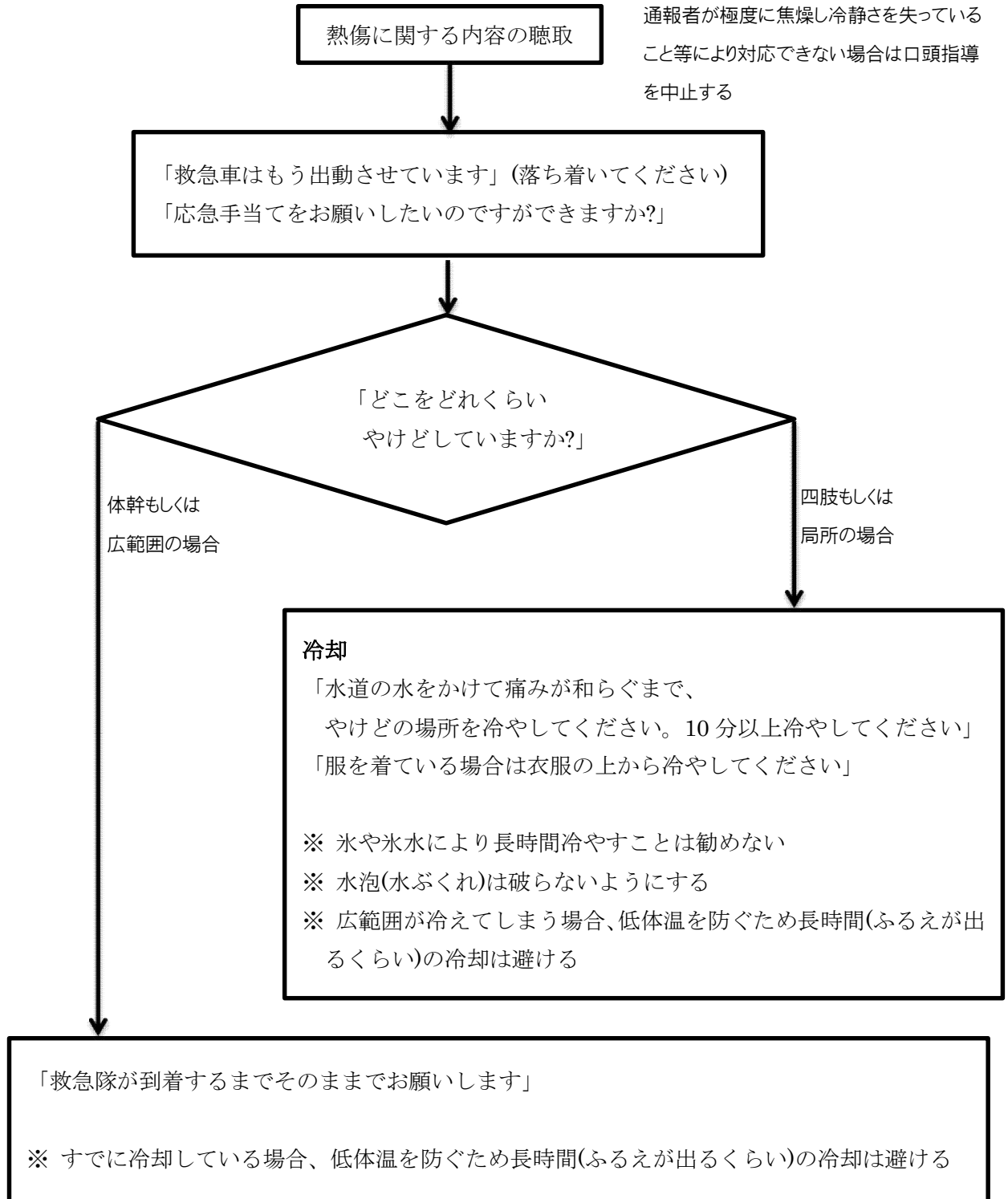
気道異物除去法



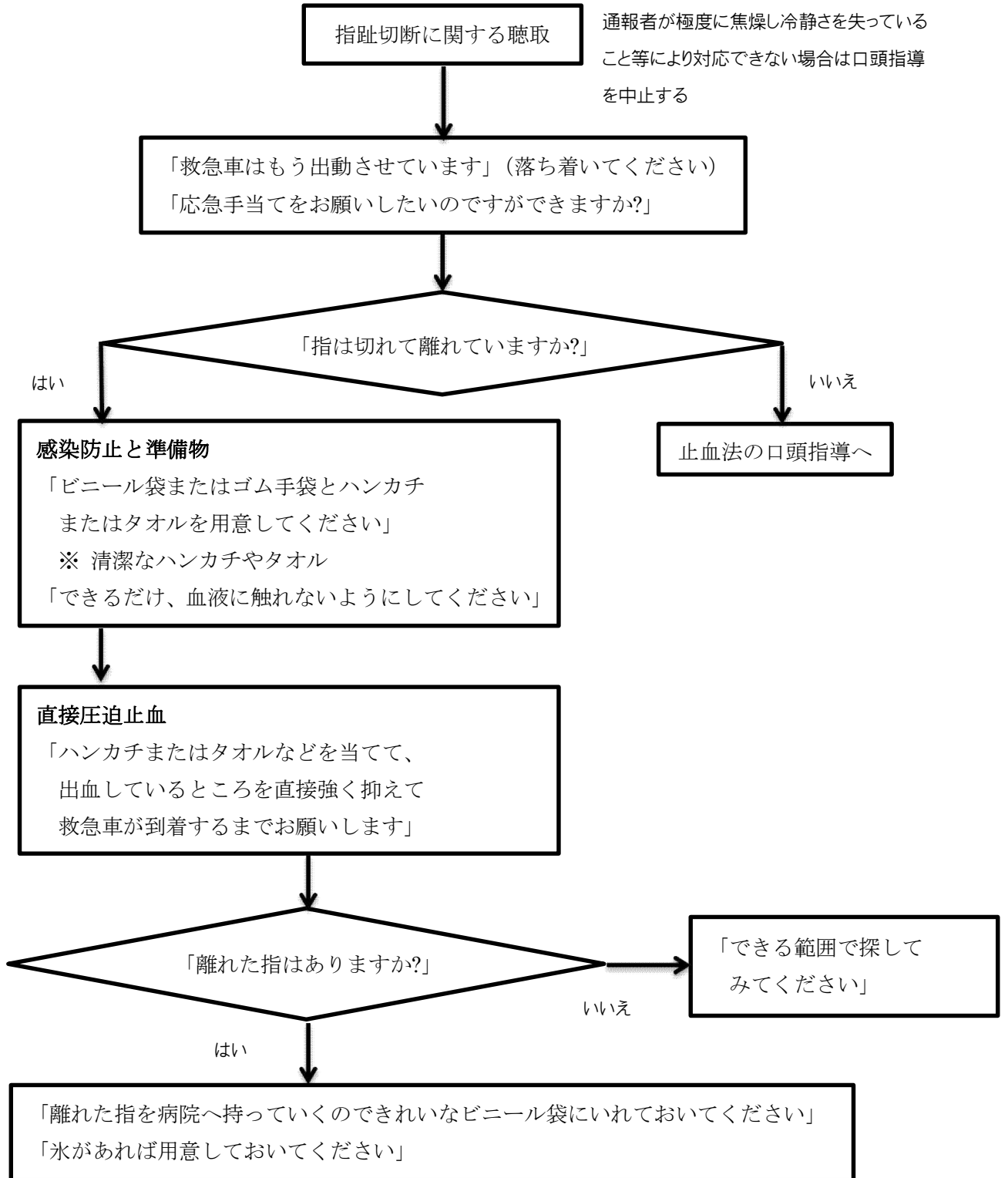
止血法



熱傷手当



指趾切断手当



刺咬症手当

刺咬に関する内容の聴取

通報者が極度に焦燥し冷静さを失っていること等により対応できない場合は口頭指導を中止する

「救急車はもう出動させています」（落ち着いてください）
「応急手当をお願いしたいのですができますか？」

※何に刺され(かまれ)たのか原因をしっかりと聴取する

「何に刺され(咬まれ)ましたか？」

犬・猫
ねずみなど
哺乳類

蛇・トカゲなど
爬虫類

蜂・あり・サソリなど
節足動物または昆虫

感染防止と準備物

「ビニール袋またはゴム手袋とハンカチ又はタオルを用意して下さい」
※清潔なハンカチやタオル
「できるだけ、血液に触れないようにして下さい」

「マムシですか？」
傷は二か所ありますか？」

※ はいの場合
⇒「傷口より上側を軽くタオルなどで縛ってください」
「救急車が到着するまでお願いします」

※ いいえの場合
⇒「安静にしてください」

※ 意識(反応)がなくなった場合はすぐに知らせるように指示する

「しびれ感」「違和感」
「口唇の浮腫」「気分不快」
「吐き気」「嘔吐」「腹痛」
「じんましん」「咳こむ」
の症状はありますか？」

※ ある場合 ⇒ ◆エピペンへ

※ ない場合
⇒「安静にしてください」

※ 意識(反応)がなくなった場合はすぐに知らせるように指示する

直接圧迫止血

「ハンカチまたはタオルを重ねて出血している場所に当てて強く押さえて救急車が到着するまでお願いします」
「意識(反応)がなくなった場合は、また連絡をお願いします」

※ ハンカチ又はタオルから血液が染み出してくる場合は、圧迫位置が出血部位から外れている、または、圧迫する力が弱いなどが考えられる

※ 細いひもや針金で出血している手足を縛る方法は、血管や神経を痛める危険性があるので指導しない

※ 遠距離の場合には、家族や知人に自動車に乗せてもらえる場合、救急車と途中で合流することも考える

※ 自由裁量

エピペン(アナフィラキシー)

アナフィラキシーに関する内容の聴取

通報者が極度に焦燥し冷静さを失っていること等により対応できない場合は、口頭指導を中止する

「救急車はもう出動させています」(落ち着いてください)
「応急手当てをお願いしたいのですができますか?」

◆「エピペン」へ

「エピペンは処方されていますか?」

はい

いいえ

「通報者は?」

教師などの場合

本人または
家族の場合

「医師から受けている指示どおり
エピペンを使用してください」

※ 意識(反応)がなくなった場合は
すぐに知らせるように指示する

「そのまま救急車が到着するまで
待っててください」

「嘔吐した場合は、顔を横に向けて
のどにつまらせないように注意して
ください」

※ 意識(反応)がなくなった場合は、
すぐに知らせるように指示する

「徳島県学校におけるアレルギー疾患対応ハンドブックに従って
エピペンを使用してください」

※ 意識(反応)がなくなった場合はすぐに知らせるように指示する